

## CCS事業に関する連絡会議設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会議は、CCS事業に関する連絡会議（以下、「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 会議は、千葉県が関係する二酸化炭素の回収・貯留事業（以下、「CCS事業」という。）に関して、地元の地方公共団体、漁業者及び事業者等の関係者の意見を集約することを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、次に掲げる事項について、情報共有、意見交換及び協議等を行う。

- （1）CCS事業に係る施策及び千葉県が関係するCCS事業に係る事業内容に関する事項
- （2）千葉県が関係するCCS事業の実施に伴う影響及びその対応に関する事項
- （3）その他、会議の目的を達成するために必要な事項

（構成員等）

第4条 会議は、次の各号のいずれかに該当する者（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

- （1）二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく指定を受けた特定区域に隣接する地方公共団体
  - （2）パイプラインの施設に関する地方公共団体
  - （3）千葉県が関係するCCS事業に関わる漁業協同組合
  - （4）先進的CCS事業に係る企業等
  - （5）京葉臨海コンビナートに立地する企業等
- 2 会議にオブザーバーを置くことができる。

（会議の運営）

第5条 会議は、事務局が招集する。

2 会議の進行は、事務局が務める。

3 事務局は必要に応じ、第4条に定める者以外の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 会議の事務局は、千葉県商工労働部カーボンニュートラル推進課に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、令和8年5月29日から施行する。